■医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定される手術」について、同じ区分番号の手術を複数回受けられた場合は、施行の原因や部位を問わず、60 日に１回のお支払いを限度とします。

例えば、「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術」は、**一連の治療過程を１回の治療行為**とみなして手術料が算定されます。こうした手術については、手術給付金も治療の都度お支払いするのではなく、**60 日に１回のお支払い**となります。

１回目の実施日から 60 日間に手術給付金を１回のみお支払いします。

※2022 年 4 月現在の医科診療報酬点数表では、以下の手術が該当します。

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（K006-4）	組織拡張器による再建手術（K022）	難治性骨折電磁波電気治療法（K047）
難治性骨折超音波治療法（K047-2）	超音波骨折治療法（K047-3）	体外衝撃波疼痛治療術（K096-2）
自家培養軟骨組織採取術（K126-2）	網膜光凝固術（K276）（注３）	鼓膜穿孔閉鎖術（K311）
唾石摘出術（K450）	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（K474-3）	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（K533）
内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術（K533-2）	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術（K533-3）	下肢静脈瘤手術（硬化療法）（K617(2)）
胸水・腹水濾過濃縮再静注法（K635）	体外衝撃波胆石破砕術（K678）	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（K697-2）
肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（K697-3）	体外衝撃波膵石破砕術（K699-2）	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（K755-3）
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（K768）	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（K775-2）	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術（K823-2）
膀胱尿管逆流症手術（K823-3）	経尿道的前立腺高温度治療（K841-3）	焦点式高エネルギー超音波療法（K841-4）
胎児胸腔・羊水腔シャント術（K910-3）	無心体双胎焼灼術（K910-4）	胎児輸血術（K910-5）
造血幹細胞採取（K921）（注１）（注２）	間葉系幹細胞採取（K921-2）（注１）（注２）	ＣＡＲ発現生Ｔ細胞投与（K922-2）
自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（K922-3）		

（注１）骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始日から起算して１年経過後に骨髄採取を受けられた場合のみお支払いの対象となります。末梢血幹細胞採取はお支払いの対象とはなりません。
（注２）提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合はお支払いの対象とはなりません。
（注３）光線力学療法（ＰＤＴ）［眼に対するもの］も含みます。
＊医科診療報酬点数表の改定により変更になることがあります。

■医科診療報酬点数表において、「手術料が１日につき算定される手術」についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。

例えば、「大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）」は数日間にわたって行うことがありますが、手術料は**１日につき**算定されます。こうした手術については、手術給付金も毎日お支払いするのではなく、**１日目のみ**お支払いします。

１日目のみ手術給付金をお支払いします。　※3 日間にわたって行った場合

※2022 年 4 月現在の医科診療報酬点数表では、以下の手術が該当します。

大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）（K600）	人工心肺（K601）	体外式膜型人工肺（K601-2）	経皮的心肺補助法（K602）
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（K602-2）	補助人工心臓（K603）	小児補助人工心臓（K603-2）	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（K604-2）
吸着式潰瘍治療法（K616-8）			

＊医科診療報酬点数表の改定により変更になることがあります。